

境港市空き家・空き地情報バンク要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市における空き家及び空き地の流動化促進と境港市への移住定住促進を図るため、空き家・空き地情報を収集し、提供するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家・空き地情報バンク 境港市内に存する空き家（空き家となる予定のものを含む。以下「空き家」という。）及び空き地（山林及び田畑以外のもの。以下「空き地」という。）の登録と空き家・空き地利用希望者の登録を通して、空き家・空き地登録者及び空き家・空き地利用希望者に情報提供を行うことをいう。
- (2) 所有者 空き家又は空き地に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 申込者 境港市空き家・空き地情報バンクによる空き家・空き地に関する登録を受けようとする所有者をいう。
- (4) 空き家・空き地登録者 第4条第2項の規定による登録を受けた者をいう。
- (5) 利用希望者 境港市への移住定住等を目的として空き家又は空き地の利用を希望する者をいう。
- (6) 利用登録者 第7条第2項の規定による登録を受けた者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き地情報バンク以外による空き家及び空き地の取引を規制するものではない。

(登録)

第4条 申込者は、境港市空き家・空き地情報バンク物件登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、登録することが適当であると認める場合は、物件登録台帳に登録するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 空き家・空き地登録者は、前条第1項の規定により提出した境港市空き家・空き地情報バンク物件登録申込書の記載事項に変更があったときは、境港市空き家・空き地情報バンク物件登録変更届出書（様式第2号）を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第6条 市長は、当該空き家又は空き地に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は空き家・空き地登録者から、境港市空き家・空き地情報

バンク物件登録抹消願い書（様式第3号）の届出があったときは、当該物件登録を抹消する。

（利用希望者の登録）

第7条 利用希望者は、境港市空き家・空き地情報バンク利用希望者登録申込書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録申込みがあったときは、その内容を確認の上、空き家・空き地利用希望者台帳（以下「利用希望者台帳」という。）に登録するものとする。

（利用登録者に係る記載事項の変更）

第8条 利用登録者は、前条第1項の規定により提出した境港市空き家・空き地情報バンク利用希望者登録申込書の記載事項に変更があったときは、境港市空き家・空き地情報バンク利用希望者登録変更届書（様式第5号）を市長に届け出なければならない。

（利用希望者台帳の登録の抹消）

第9条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消する。

- （1）空き家又は空き地の利用の目的等が趣旨に該当しないこととなったとき。
- （2）空き家又は空き地を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- （3）申込内容に虚偽があったとき。
- （4）利用希望者台帳の登録抹消の申し出があったとき。
- （5）その他市長が利用希望者台帳への登録が適当でないとき。

（情報提供）

第10条 市長は、必要に応じて、空き家・空き地登録者及び利用登録者に対して、物件登録台帳及び利用希望者台帳に登録された情報を提供するものとする。

2 市長は、市ホームページ等で物件登録台帳に登録された情報を公開するものとする。

（空き家・空き地登録者と利用登録者の交渉等）

第11条 市長は、空き家・空き地登録者及び利用登録者が行う、空き家又は空き地の利用に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、これに関与せず一切の責任を負わない。

（個人情報の取扱い）

第12条 空き家・空き地登録者及び利用登録者は、空き家・空き地情報バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

- （1）個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- （2）個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- （3）空き家・空き地情報バンクから取得した個人情報にあっては、当該個

人情報を市長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。

(4) 個人情報、業務終了後速やかに廃棄又は消去、その他適正な措置を講じなければならないこと。

(5) 個人情報について漏えい、き損又は滅失等の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の境港市空き家情報バンク要綱（以下「改正前の要綱」という。）第4条第2項の規定する空き家の情報及び第7条第2項に規定する利用希望者台帳に登録されている利用希望者の情報は、改正後の境港市空き家・空き地情報バンク要綱（以下「改正後の要綱」という。）第4条第2項に規定する物件登録台帳及び第7条第2項に規定する利用希望者台帳にそれぞれ登録されたものとみなす。

3 前項に規定するもののほか、この要綱の施行前に改正前の要綱の規定によって行った手続その他の行為は、改正後の要綱の相当する規定により行った手続その他の行為とみなす。